児童手当の受給者変更

【相談要旨】



夫と離婚し、子どもの面倒を見ていますが、子の住民票を異動しておらず、元夫が児童手当を受け取り続けています。児童手当の受給者を変更することができないでしょうか。

【回答】

児童手当は、原則として、日本国内に居住している高校卒業まで（18 歳に達する日以後最初の３月 31 日まで）の児童を養育している方に支給されます。

両親と同居し、両親がともに児童を養育している場合は原則として所得の高い方に支給されます。

ご相談の場合、元夫が児童を養育しておらず、実態として、ご自身が子どもと同居して養育されているのであれば、児童手当の受給者を変更できる可能性がありますので、お住まいの市町村の担当課にご相談ください。

また、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当についても、合わせてご確認ください。

なお、手続きに当たっては、離婚や養育の状況を確認できる書類の提出を求められることがあります。

【解説】

児童手当は、住所地の市町村長（公務員の場合は、所属する団体の長）が支給します。

お子さんが生まれたり、他の市町村から転入したり公務員を退職したときは、15 日以内に住所地の市町村長への届け出が必要です。

申請が遅れると、原則として遅れた月分の手当を受けられなくなりますので早めの手続きが必要です。

【一口メモ】

児童扶養手当は、父母の離婚や死別などによるひとり親世帯などで児童等を養育する方に支給される手当です。所得や児童の数に応じて受給額が異なります。

また、毎年８月に現況届により世帯の状況を確認する手続きが必要です。

（令和８年 11 月２日 日本海新聞掲載）